



手続き・申請

障がい者の自動車税減免のお知らせ

伊奈庁舎社会福祉課 (内線4103)

令和2年度は出張窓口は 行いません

県では、一定の要件を満たす場合、申請すると自動車税(種別割)を減免する制度を設けています。これまでは、県内の各市町村へ減免申請の出張窓口を設置したところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、令和2年度は窓口の設置を見送り、郵送による受け付けを行うこととしました。

■申請方法

○県税事務所での受け付け
減免申請は、管轄の県税事務所において年間を通じて受付しています。

※令和3年度定期課税分の申請期限・5月31日まで

○郵送による受け付け
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送による受付も行っています。郵送での受付は、2月から開始します。

※減免の要件により必要な書類が異なるので、申請前に管轄の県税事務所へご連絡をお願いします。

■令和3年度定期課税において 免税の対象となる方

次の条件を満たす方が対象となります。

○身体障害者手帳などが賦課期日(令和3年3月31日)以前に交付されていること

○障害等級が要件を満たしていること

ること

○自動車の所有者および運転者が、障がいのある方本人または障がいのある方と生計を一

にしている方(同居家族、扶養関係など)であること

※軽自動車の減免については、市税務課までお問い合わせください。

【問い合わせ】
土浦県税事務所
☎029・822・7205



手続き・申請

税申告に使用できる証明書発行のお知らせ

伊奈庁舎介護福祉課 (内線4304)

介護福祉課では、令和2年分の確定申告に使用できる下表の3種類の証明書が発行できます。申請は随時受け付けています。ただし、申告をする方の所得の状況、要介護認定の状況などにより、すべての方が対象となるわけではないのでご了承ください。

※令和2年に転入された方、または特別養護老人ホームなどの施設(住所地特例施設)に入所されている方は手続きが異なる場合がありますのでお問い合わせください。

▼結果送付
申請内容をもとに、それぞれ必要な事項を確認し、結果を後日郵送します。なお、介護保険料納付済証明書については窓口で即時交付します。

【お問い合わせ】
○申請・証明書について…介護福祉課
○税控除・税申告について…税務課

■手続きの流れ

▼申請方法
1 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から

○税控除・税申告について…税務課

■介護福祉課で発行できる3種の証明書

証明書名	対象となる税控除	対象者	注意事項	確認する内容	持参品・手数料
障害者控除対象者認定書 ※身体障害者手帳などをお持ちの方は、この認定書は不要です。	・障害者控除 ・特別障害者控除	精神の状況 ①常時介護を要する重度の障がいの状態 ②外出時のみ介護を要する障がいの状態 身体の状況 ①6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきり状態 ②寝たきりの毎日で、寝込みがちな状態 ③歩行、起居動作が不自由で、外出困難な状態 ④外出可能であるが、介護を要する状態	・左に該当するかどうかが不明な場合は、お問い合わせください。	障がいの程度について介護認定記録などを確認します。	・印鑑(認印も可) ・発行手数料無料
おむつ代に係る医療費控除 確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降かつ、介護認定を受けている方	・申告期間中に使用する方は、前もって申請してください。	介護認定に係る主治医意見書の記載内容を確認します。 ※主治医意見書の記載内容によっては、発行できない場合があります。	
介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収(納付書)で納めている方 ※特別徴収(年金天引)の方は年金機構からの源泉徴収票を申告時に提出してください。		対象年の1月から12月までの介護保険料の納付記録を確認します。	・身分証明書(保険証など) ・発行手数料無料